

## 企画提案仕様書

### 1 委託業務名

第8期沖縄県障害福祉計画・第4期沖縄県障害児福祉計画策定及び第5次沖縄県障害者基本計画中間見直し支援業務（以下「本業務」という。）。

### 2 本業務の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の22の規定に基づき策定した第7期沖縄県障害福祉計画・第3期沖縄県障害児福祉計画（以下「今期障害福祉計画等」という。）が令和8年度末で終期を迎えることに伴い、新たに、第8期沖縄県障害福祉計画・第4期沖縄県障害児福祉計画（以下「次期障害福祉計画等」という。計画期間：令和9年度から令和11年度まで）を策定するとともに、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に基づき令和4年3月に策定した第5次沖縄県障害者基本計画（以下「第5次計画」という。計画期間：令和4年度から令和13年度まで）の中間見直しを行う必要がある。

本業務では、民間企業の知見、ノウハウを活用し、次期障害福祉計画等の策定及び第5次計画の中間見直し業務を効果的、効率的に実施することを目的に、本仕様書に掲げる業務を委託する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託する業務の内容

企画提案に当たっては、以下に示す業務内容を確実に遂行するため、提案者のノウハウやDXなどを活用した具体的な手法を示すこと。

#### (1) 次期障害福祉計画等策定業務

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号。以下「基本指針」という。)」に基づいて策定する次期障害福祉計画等について、次のとおり業務支援を行うこと。

#### ア 基本指針の整理

基本指針及び県が提供する今期障害福祉計画等の策定時に用いたデータを精査した上で、次期障害福祉計画等に反映させる必要のある次の事項を整理すること。

- (ア) 基本指針の改正により、次期障害福祉計画等において、加除修正が必要となる事項
- (イ) 成果目標及び活動指標の各項目
- (ウ) 地域生活支援事業の実施に関する各項目

## イ 基礎調査

4\_(1)\_アで整理した項目の情報を収集するため、県が実施する関係機関を対象にした調査について、次のとおり支援すること。

- (ア) 市町村を対象に実施する調査様式の作成（今期障害福祉計画等の策定時に用いた様式を県と調整の上、今年度版へ改正することを想定している。）
- (イ) 市町村調査の回答取りまとめ、データ整理（回答の催促、内容確認、補正指示など市町村との連絡調整を含む）
- (ウ) その他次期障害福祉計画等の策定に関連して必要となる情報の収集（県、市町村、公共機関等が発行している統計資料、関連する他の計画等）
- (エ) (イ)、(ウ)により収集したデータの整理、分析、課題の抽出等（以下「分析等」という。）

## ウ 市町村ヒアリングの運営支援

4\_(1)\_イで実施した市町村調査の結果を踏まえ、市町村の現状と課題、障害福祉サービスの見込量など次期障害福祉計画等に反映させる事項を整理するため、41 市町村を対象に実施するヒアリングについて、次のとおり支援すること。

- (ア) ヒアリングに係る各市町村との日程調整
- (イ) 議事録の作成及びヒアリングで出た意見、課題の分析等（受託者は、原則としてヒアリングに同席すること。ヒアリングに同席できない場合は、オンラインでの参加又は録音データ等により、これらの業務を行うこと。）

※ ヒアリング会場について、中部、南部圏域は県庁会議室、北部、宮古、八重山圏域は圏域内の県合同庁舎会議室において実施することを想定しているため、会場使用料は経費に含めないこと。

## エ 計画作成支援

基本指針の内容及び4\_(1)\_イの調査結果を踏まえ、次期障害福祉計画等の素案を作成すること。なお、分析等を行ったデータについては、図表、グラフ等を用い、わかりやすい体裁で素案へ反映させること。

## オ 次期障害福祉計画等の作成、納入

- (ア) 印刷製本された冊子（紙媒体）500 部（A4 版、100 頁程度、表紙フルカラー、本文モノクロ印刷）
  - (イ) 点字版 2 部
  - (ウ) 分析等を行った各データ及び冊子のデータ（電子媒体）CD-ROM 3 枚
- ※ 冊子の PDF については、全体版に加え、項目ごとに分割版を作成すること。

## (2) 第 5 次計画の中間見直し

第 5 次計画が中間年度（令和 9 年度）を迎えるに当たり、県が実施する同計画の中間

見直し作業について、次のとおり業務支援を行うこと。なお、今回の見直しは、成果指標の検証及び他の計画と整合性を確保することが目的であることから、原則として計画の基本理念や施策体系を変更するものでない。ただし、制度の改正や法改正等に伴い、計画内容が変更後の制度等に適合しない部分があれば、当該箇所に関し所要の見直しを行うこととする。

ア 成果指標の検証

県において取りまとめる第5次計画に定めた成果指標の中間値について、分析等を実施し、成果を検証すること。

イ 他の計画との整合

第5次計画策定後に国において策定した「障害者基本計画（第5次）」や、第5次計画の上位計画である「新・沖縄 21世紀ビジョン計画（令和4年5月）」、「新・沖縄 21世紀ビジョン実施計画」等の関連計画との整合性を確保するため、関連計画の内容を踏まえ、第5次計画に定めている施策、取組、成果指標等を整理すること。

ウ 第5次計画の作成、納入

(ア) 点字版 2部

(イ) 分析等を行った各データ及び冊子のデータ（電子媒体）CD-ROM 3枚

※ 冊子のPDFについては、全体版に加え、項目ごとに分割版を作成すること。

(3) 沖縄県障害者施策推進協議会の運営支援

次期障害福祉計画及び第5次計画の見直しに際して、意見を聴く必要がある沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営支援を行うこと。

ア 協議会は4回の開催を前提とする。

※ 会議会場は、県庁会議室を想定しているため、会場使用料は経費に含めないこと。

※ 委員の旅費、報酬は県において支払うため、経費には含めないこと。

イ 県と調整の上、協議会の資料を作成すること。

ウ 協議会終了後、議事録を作成すること。

(4) 自主提案事項

企画提案において、本業務の目的に資する事項として上記以外に提案した業務があれば当該事項を県と調整の上、実施すること。

(5) 参考資料

企画提案に当たっては、ホームページに掲載する以下の資料を参考にすること。

ア 第7期沖縄県障害福祉計画・第3期沖縄県障害児福祉計画

イ 第5次沖縄県障害者基本計画

ウ 業務スケジュール

エ 市町村調査様式（今期障害福祉計画等を策定した際に用いた様式）

## 6 経費の計上について

### (1) 経費の計上

ア 経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

イ 経費は税抜価格とし、各経費の総額に消費税率を乗じて総事業費を算出すること。

※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）

ウ 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

経費項目	内 容
I 直接人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費 ※1 正規職員と同等以上で一定の経験がある者を臨時的に雇用する場合であっても直接人件費になりえる。 ※2 業務の補助を行う補助員（アルバイト等）は補助人件費として直接経費に計上する。 ※3 参考（沖縄県見積基準日額） 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。 また、先例の少ない特殊な業務を担当する。 （日額49,900円） 専 門 員 A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。（日額36,500円） 専 門 員 B：上司の指導のもと、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。（日額27,900円）
II 直接経費	
i 補助員人件費	補助的、定型的な業務に従事する補助員（アルバイト等）に係る人件費
ii 旅費	出張旅費等
iii 需用費 （消耗品費、印刷製本費等）	必要な物品の購入（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や、パンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷・製本（内製）等
iv 役務費 （通信運搬費、広告宣伝費等）	郵便・送料、通信・電話料、広告料等
v その他必要な	必要な経費であって、当該事業のために使用されることが

経費	特定・確認でき、いずれの区分にも属さないもの
Ⅲ 再委託費	沖縄県が認める範囲で、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任、準委任又は請負）ために必要な経費 ※ 仕事の完了を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 （例）ソフトウェア開発、コンテンツ制作等
Ⅳ 一般管理費	必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて支出を認められた間接経費 （Ⅰ直接人件費＋Ⅱ直接経費）×100分の10以内 （小数点以下切捨て）
Ⅴ 消費税	（Ⅰ直接人件費＋Ⅱ直接経費＋Ⅲ再委託費＋Ⅳ一般管理費） ×100分の10（小数点以下切捨て）

(2) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業の実施に必要な経費

(3) 再委託の禁止

ア 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※ 契約の主たる部分

(7) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

(ウ) その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

イ 再委託先の制限

(7) 本委託契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(イ) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に

契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

#### ウ 再委託の範囲

委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせことのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

##### ※ 再委託により履行することのできる業務の範囲

- (ア) 契約金額の 50%を超えない業務
- (イ) その他、沖縄県が再委託により履行することができると決定した業務

#### エ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

##### ※ その他、簡易な業務の範囲

- (ア) 資料の収集・整理
- (イ) 複写・印刷・製本
- (ウ) 原稿・データの入力及び集計
- (エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務（ただし、契約額が 100 万円未満のものに限る。）又は沖縄県と別途協議を行った業務

#### (4) 委託業務の経理

本委託契約では、業務完了時に、契約金額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するため、以下に留意して経理を行うこと。

ア 本委託業務が完了した際は、事業完了報告書を提出すること。

イ 本委託業務に係る全ての支出について、支出額、支出先、支出目的等を明らかにする証拠書類（直接人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類、直接経費については見積書、納品書や領収書等）が必要であり、精算とは、沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。

ウ 本委託業務に係る会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。

エ 本委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。

オ 委託料の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いできる。

カ 本委託業務の実施にあたって、財産（備品等）の取得は認めない。

## 7 著作権

- (1) 事業の成果品及び本委託業務で制作したデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 本委託業務により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 本委託業務により制作されたイラスト等の著作権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、沖縄県が認めた者にも本仕様書の 4 業務の目的の範囲で使用させることができるものとする。また、沖縄県は同範囲において、契約期間を超えて成果物を使用することができるものとする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書の内容は、実施の段階において予算、その他諸般の事情により変更することがある。
- (2) 業務の進捗状況等の確認及び業務内容に関する打ち合わせについて、沖縄県生活福祉部障害福祉課と連携・調整を図りながら実施すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県生活福祉部障害福祉課と受託者で協議の上、決定する。